

令和5年度 第1回防災講演会資料

～専門家連携による災害復興支援の進め方～

日 時：2023年8月2日（水） 13：00～17：00

場 所：WEB講演会（広島弁護士会館から配信）

広島会場：広島弁護士会館

岡山会場：岡山コンクリート工業（株）

鳥取会場：（株）エスジーズ鳥取支店

倉吉会場：西谷技術コンサルタント（株）

島根会場：テクノアークしまね

山口会場：トキワコンサルタント（株）

共 催：公益社団法人 日本技術士会中国本部防災委員会
一般社団法人 建設コンサルタント協会中国支部

協 賛：広島県災害復興支援士業連絡会

後 援：中国地方防災研究会

講演内容

開会挨拶 （一社）建設コンサルタント協会中国支部支部長 小田秀樹

講演①「大規模災害に備え、支援者に求められること」
神戸大学名誉教授・減災環境デザイン室顧問 室崎益輝

講演②「建築士として近年の災害を経験して思ったこと」
（一社）岡山県建築士会会長（岡山県士業連絡会会長） 塩飽繁樹

講演③「福祉専門職による防災、減災の取り組み」
公益社団法人 広島県社会福祉士会会長 三上和彦

講演④「災害復興支援における士業連携～弁護士から見た士業連携の重要性～」
広島弁護士会災害対策委員会委員 砂本啓介

講演⑤「災害に強いまちづくり、平時からの取り組み」
広島県会議員 西本博之

閉会挨拶 （公社）日本技術士会中国本部防災委員長 山下祐一

大規模災害に備え、 支援者に求められること

神戸大学名誉教授・減災環境デザイン室顧問 室崎益輝

二一ズを読む・・・大規模災害

巨大災害の時代

- ▶ 自然の凶暴化と社会の脆弱化が同時に進行しており、大規模な災害や未経験の災害が相次ぐ時代にある

災害対策の強化？にも関わらず、この20年間は死者数が増大する傾向
敵を知り己を知れば百戦危うからず（孫氏の兵法）

（1）自然の凶暴化

地震の活動期・・・30年以内に首都直下や南海トラフ沖地震が発生？
異常気象の進行・・・記録的な豪雨が日常茶飯事に、雨だけでなく風も
災害の進化・・・グローバル化などが感染症などのリスクを増大

（2）社会の脆弱化

少子高齢化社会・・・地域も家庭も防災力が弱まる
防災態勢の劣化・・・小さな行政、経験の非伝承、人材の希薄など

災害対応の転換

- ▶ 阪神・淡路大震災や東日本大震災は、これからの減災や復興の新たな方向性を提起している

災害の巨大化、被害の多様化、被災の長期化が、今までと違った対応を求めている

縦割りから横つなぎ、分化から統合、マスケアからアンメットケア

（1）減災

対策の足し算による被害の引き算
時間の足し算、空間の足し算、人間の足し算、手段の足し算

（2）連携協働

マルチセクター化、協力的ガバナンス
シティズンシップ、パートナーシップ、リーダーシップ

（3）公衆衛生

- ▶ 社会やコミュニティの基盤を改善する 生活防災や日常防災

復興ニーズの変化

- ▶ 災害の巨大化や多様化と社会の変容と進化の中で、復興に求められる社会的ニーズが大きく変化してきている・・・専門家の参画を含めた協力的ガバナンスや多様な組織連携が求められるようになっている

(1) **復興目標の進展**・・・都市復興から人間復興や生活復興へ

復興ニーズの多様化や高度化が高度な技術や多様な支援を要求

(2) **行政対応の限界**・・・行政主導から地域主体あるいは連携協働へ

行政の中で災害対応の経験が蓄積されず専門的サポートが不可欠

(3) **市民社会の進化**・・・トップダウンからボトムアップへ、統治から協治へ

中間支援組織や第3セクターの成熟に加えて専門家集団の参画

まちづくり支援機構、重機ボランティア、まちの保健師、・・・

ニーズに応える・・・支援者

高度なニーズに応える

- ▶ 大量かつ多様かつ至難の課題に「総力戦」で臨むことが求められる・・・そのための資源の確保と態勢の構築が求められる

現場知と専門知、マルチセクター化、自発性の尊重

- (1) 人材の確保・・・行政、企業、NPO、コミュニティ
ジェネラリストとスペシャリスト
- (2) 資材の確保・・・場所、装備、情報、資金
- (3) 態勢の確立・・・協働の正四面体、ネットワークガバナンス

協働連携の態勢

- ▶ 多様で高度なニーズに応えるため、アクターのもつ専門的なノウハウや能力を最大限引き出す・・・そのためのフラットな協働プラットフォームの構築

- (1) 協力的ガバナンス・・・政府、地域共同体、民間セクターの連携
阪神・淡路大震災時の「被災者復興支援会議」
- (2) 横断的ネットワーク・・・分野を超えた民間セクターや専門家の連携
阪神・淡路大震災時の「復興まちづくり支援機構」

協働の条件としての4つのC

コミュニケーション、コーディネーション、コーオペレーション、
コラボレーション

横つなぎと掛け算

- ▶ 復興ニーズの巨大化や多様化が、従来の縦割り分業的な連携ではなく、横つなぎ協業的な連携を求めている

餅は餅屋、得意技の持ち寄り、専門性の掛け算、技術の相互補完

- (1) 人間復興・・・個別ニーズに総合力で細やかに対応
ワンストップセンター、ケースマネジメント
- (2) 地域復興・・・専門的ニーズに専門力でハイレベルに対応
まちづくりアドバイザー、地域密着型専門家

人材確保と専門家

- ▶ 減災における人間の足し算

- (1) 減災の取り組みでの足し算

土の人・・・地域の主人公として減災を担う人
風の人・・・高い見識を伝えて減災を指導する人
水の人・・・地域に寄り添って減災を支援する人
風の人・・・被災者や支援者の背中を押す人 行政
水の人・・・地域密着防災リーダーとしての専門家

- (2) 減災の知識と技能の支援での足し算

異分野連携、異業種連携、協業組織連携を育む
弁護士、建築士、金融アドバイザーの連携
医師、看護師、薬剤師、保健師の協業連携

専門家に求められる資質

▶ 減災の心・技・体を地域に寄り添って育む

- (1) **MIND** ・ ・ 寄り添う心、ミッションの理解
多様性の理解、人権への配慮など
- (2) **WISDOM** ・ ・ 専門知識、防災知識、
災害対応の経験、災害法制等の理解など
- (3) **SKILL** ・ ・ 専門技能、コミュニケーション能力
ニーズに応える能力、連携をはかる能力も
- (4) **NETWORK** ・ ・ 体制作りやコーディネーション
行政ともつながり被災者にもつながる

これから

協働連携の方向性

- ▶ 災害の進化と社会の進化に応じた、新しい「協カガバナンス」あるいは「連携協働システム」を作り上げる必要がある
 - (1) 都市復興から生活復興へ、まちづくりから社会保障へ
 - ハードウェア、ソフトウェア、ヒューマンウェアの融合
 - 医療、看護、福祉、教育、環境の専門家の参画も
 - (2) 支援だけでなく受援も、支援から協働に
 - 「助ける助けられる」関係から「ともに前に進む」関係へ
 - Co-beingからCo-becomingへ
 - (3) 事後対応だけでなく事前対応も
 - 災害対応のフェーズフリー化、災害対応の日常的習熟化
 - (4) コミュニティだけでなく行政とも緊密な関係を和して同ぜず

建築士として近年の自然災害を体験して思ったこと

(一社) 岡山県建築士会
会長 塩飽繁樹

○はじめに

本日、公益社団法人 日本技術士会中国本部防災委員会主催の令和 5 年度 第 1 回 WEB 防災委員会～専門家連携による災害復興支援の進め方～に講師としてお話をする機会を与えて頂き誠にありがとうございます。しかし私は講演で話せるほどの知識、知見を持ち合わせておりませんので私なりに積み重ねてきた人生経験、体験を通じて考えたり気が付いたりしたことを申し述べさせて頂くことをお許し頂きますようお願い申し上げます。

○自己紹介

塩飽繁樹 1952 年生まれ 71 歳

岡山県井原市稲倉というのどかな農村で暮らしています。

この稲倉という場所は昔塩飽大工の技術者集団が住み着いた場所と言われております。

○高校時代

高校時代には山岳部に入部しており、そこでは昭和 44 年 第 13 回インターハイ、昭和 45 年 第 25 回岩手国体を経験しました。

冬山登山技術講習会で通常 40 kg になってしまうところ、7kg 減らし 33 kg にするという究極の選択をいたしました。

谷川岳で知り合った知人が翌日に転落して亡くなってしまったという、死と隣り合わせになるという体験もいたしました。この体験により 16～18 歳で【死】を考えるようになり、刹那的感觉を知りました。「人生とは何ぞや」ということを考えました。

○大学～設計事務所時代

自分の人生なんてあつという間で、たいしたことも出来そうにないので、建築という形を残せる仕事をしたいと思い学び始めました。

丹下健三、村野藤吾といった巨匠や売り出し中の菊竹清訓、黒川紀章、磯崎新といった建築家に憧れ、当時はデザイン重視、奇抜なデザインをやりたがる自分がありました。

○自分の事務所設立当初

1980 年 5 月 9 日 28 歳の時に帰郷し、田舎の自宅でスタートいたしました。

全く仕事がなく細々とやっていっており、約 10 年で多少落ち着いてきました。しかし仕事が少ない分考えることは出来ました。設計者として図面に押印する責任、仕事を止めても

作った建物は地域の風景の中に残ってしまうことなどを思案していくうちに、実は基本の基に辿りつきました。

それは私達建築士がバイブル以上に使用する建築基準法でした。

建築基準法第1条（目的）として

「建築物の敷地・構造・設備・及び用途に関する最低の基準を定めて国民の生命・健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」と定めていることに辿りつき、安心安全で確実な設計を心掛けるようになりました。

○42歳で体験した阪神淡路大震災

阪神淡路大震災は自然災害について意識するようになったきっかけになりました。

岡山県は自然災害が少なく実にのんびりとしておりました。

1995年1月17日の早朝、岡山県の西の端であっても地鳴りで目を覚ましました。その後はテレビで被災状況を知るだけでしたが、居ても立っても居られない気持ちがあり、JIAを通じて長田区役所から応急危険度判定の依頼が来た時にはすぐさま応募をし、参加しました。2週間後の2月初めのことであったと記憶しています。

JRで岡山から行ける所まで行き、1駅歩いて、長田区役所へ行き、3人1組となって担当エリア地区の地図を貰って判定をしました。六甲山の麓から山上へと歩き、約1200軒を処理しました。

地震のエネルギーの圧倒的な「チカラ」、火災による菅原商店街の惨状など、建築士として無力感を覚えました。

○その後の自然災害

ここで阪神淡路大震災以降の自然災害を列举していきたいと思います。

●地震

2000年 鳥取西部 M7.3 震度6強

●地震&津波

2011年 東日本大震災 M9.0 震度7

2016年 熊本地震 M7.3 震度7

(岡山県建築士会 応急危険度判定 参加)

2016年 鳥取中部 M6.6 震度6弱

(岡山県建築士会 ヘリテージマネージャー 参加)

●台風

2004年 厳島神社 倒壊 風速 60.2m/s

2018年 関空 風速 58.1m/s

2019年 房総半島 風速 57.5m/s

●豪雨

2014年 広島

2018年 広島・岡山

●豪雪

2018年 北陸

2020年 新潟・北陸

このように、近年は毎年のように自然災害は発生しております。上記は主に近隣で発生、記憶に残っているものしか列挙しませんでした、日本全国で見たときにはとんでもない発生数となります。

○平成 30 年 岡山県豪雨災害

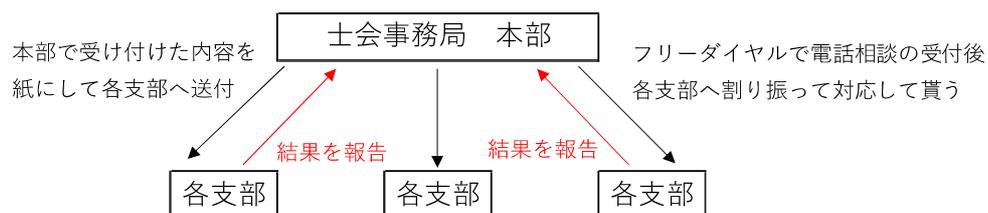
私の経験を語るのであれば、2018年7月7日の岡山県豪雨を語らなければなりません。

7月7日 早朝6時頃、私の住んでいる所は氾濫で有名になった高梁川の支流である小田川のさらに支流となる稲木川が近くにあります。川の向こう側の郷中という水田地帯は一面水没しており、近年建てられた住宅4軒が床上浸水の状態となっているのを目にしました。

私の住宅は少し高いところであったこと、また道路が冠水していなかったこともあり、車を出して私が気になった所を見に行ってきました。あちこちで道路が冠水してしまい移動も不可能な所が多くありました。

その後岡山市、倉敷市、総社市、高梁市、矢掛町、笠岡市、井原市等に浸水被害が多く出ているということで、岡山県より建築士会に住宅相談の依頼が来ていたため、会長他3役で協議をし、事務局に相談窓口を設置し、事務局だけでは対応出来ないため岡山県周辺の住宅相談委員会の委員が輪番制とすることとし、関係市町村には各支部単位で対応する仕組みとしました。

しかし私達建築士は、地震対策マニュアルは持っているものの、浸水対策の知識がなかったこともあり、連合会等に問合せたところ徳島県建築士会が水害対策マニュアルを作っていたことが分かりました。すぐさま徳島県建築士会に連絡を取りデータを送ってもらい、住宅相談希望会員を募り、徳島県より佐藤前会長に講師として来て頂き、約130名の会員に事前レクチャーをすることが出来ました。各支部が担当し、報告書を作成し、本部へ送るという作業を行いました。



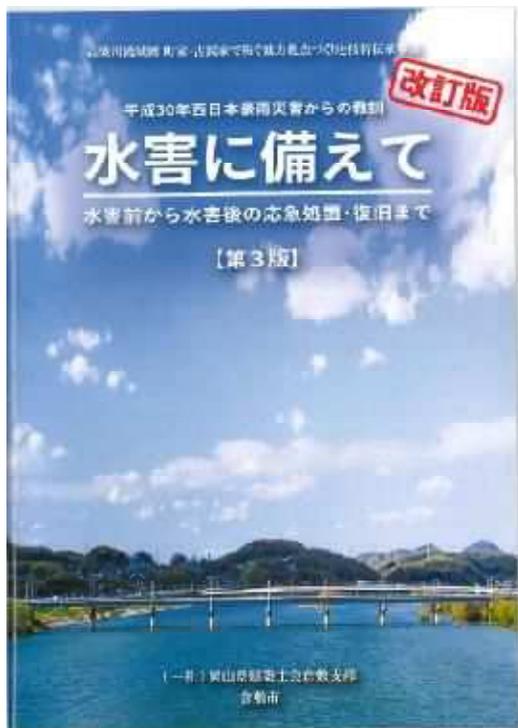
各支部はエリア内の行政と共同で住宅相談会を開催し、本部より送ってきたメモを基に各個人に連絡をし、現地確認及びアドバイスをしました。

活動をしていく中で、

- 1) 建築以外のことは答えられない。
- 2) 業者を紹介して欲しいと言われても岡山県に登録された 300 社の名簿しか見せられない。
- 3) 高齢独居老人などの住まいだと応援してくれる労力を欲しがっていた。
- 4) 行政により対応が全く違った。

以上のことに気がつきました。

全国的に「倉敷市真備」が有名になり、倉敷支部は大変な労力を提供することになりました。結果 3 年に渡り倉敷市の協力もあって「**水害に備えて**」のマニュアル本も作られました。また関係していた建築士が連合会の災害対策委員会へ出向し、「**浸水被害住宅の技術対策マニュアル**」を本年 3 月に完成させることができ、全国の浸水被害にあったところでは活用されていると思います。



○岡山県被災者支援士業連絡協議会の立ち上げ

令和3年5月に私は岡山県建築士会会長に就任いたしました。早々に技術士会岡山会より準備会に参加するよう促され、何回か準備会に参加して、広島県の例を学ぶ中で是非とも岡山県にも必要と思ひ参加を決めました。設立時の会長にということとなり、流れの中で引き受けてしまい、令和4年1月14日岡山県弁護士会を会場に7士業団体で発足しました。

現在定期的に情報交換や関連の企画への参加をしているところです。

地区、市町村長等にこの組織の話をするとう随分期待してくださっています。早く充実した組織にしたいものです。

○今後の課題 士業連携&建築士会

今後の課題として以下ことを挙げさせていただきます。

1) 士業連携

- ・参加くださる担当者は熱い気持ちを持っていますが、その団体の中で興味をもって参加してくれる会員がどのくらいいるのか気になること。
- ・熱い気持ちで参加してくださっていた方々が抜けた時、十分に引継ぎが出来る組織であるのか。

2) 建築士会

- ・資格者の加入は任意であり、組織率はどんどん下がっており、被災者支援業務もボランティア精神に頼っているところがあるため、今後続けられるか不安がある。
- ・会員の年齢も約2/3を50代以上が占めており少なからず大量退会が近づいているため、会の存続すら検討しなくてはならず、ボランティアで参加した者にはCPDのようなインセンティブを与えられないか。

○今後の課題 その他

岡山県建築士会では技術士会岡山会と共同で令和5、6年度事業として岡山市から受託した岡山市市民共同推進事業「災害リスクをチェックし、自身のマンションをより詳しく知る取り組み」というテーマで、市民の興味、関心が高く、コミュニティ形成を促しやすい「防災」を主題として住民・管理供給と専門家の協働により次の事業を実施します。

1) 災害リスク研修

- マンションの立地特性を知り、防災のために必要な取り組みを住民へアドバイス
(例：まち歩きを実施し防災マップの作成することにより、地域の危険カ所等を知っておく、避難場所への経路等を把握しておく)
(技術士会担当)

2) マンション探検ツアー

- マンションの構造特性を知り、災害への備えをアドバイス
(例：自分のマンションを知ることで災害時への対応が出来る。特に築後40年以上経

過したマンションを選定している、コミュニティが希薄であることに対してコミュニティの再構成を促す)

(建築士会担当)

以上の取り組みがスタートし、市内 2 公民館地区を選定して岡山市より参加依頼をしましたが、地区 1 か所は参加者が集まらず、他地区を選定することになりました。

○私見 1

災害があるたびに専門家よりコミュニティがしっかり残っているところは復興も早く出来るのでコミュニティの重要性を言われることは正論です。しかし地域コミュニティはむらやまの風習や伝統で成り立っている所が多く、それが嫌で都会に出たという人が多く、また今日個人情報保護法の壁もあり、マンション等のコミュニティ再構築は特に難しいと考えています。

田舎におけるコミュニティも崩壊していき、地方特に農村部ではそもそも若者が居なくなり、コミュニティの存続すら危ぶまれています。

地区における清掃、草刈等の活動が出来る人がいないのです。

○私見 2

被災者支援とは少々かけ離れてしまいましたが、私はかつて文化庁依頼の岡山県近現代和風建築調査、近現代建築物調査といった、今後岡山県内に存置する建築物であり残すべき建築物を厳選し、調査、価値の意味づけ、所見等を作成し、納品させて頂きました。

隣接市である福山市の築城 400 年記念事業として福山城本丸他、計 4 棟の耐震診断を行い、補強計画を提案させて頂く機会を得ました。戦争で焼けた跡の再建ですので、SRC 造や RC 造でありますから特段なものはありませんが、私が古い建築から学んだことは建設時の経済状況を考えた時、「よくぞこれだけの予算をかけて作ってくれたなあ」という思いです。

少々お金をかけてでも良いものを作り、長く使用出来るようにという哲学、思想があったように思います。

今日の経済至上主義が「安かろう悪かろう」「とりあえず今がよければ良い」といった感がありませんか。

私は最初に申し上げた基本の基準法では最低の基準を定めて、とあります。しかし私達建築士はコスト優先から基準法をクリアが目標になってしまった感があります。

災害リスク回避は安全な場所に安全な建築を作るところから始める必要があるかも知れません。

「福祉職による防災・減災の取り組み」

2023年8月2日



公益社団法人 広島県社会福祉士会 会長 三上 和彦

広島県災害復興支援士業連絡会と 広島県社会福祉士会

- 広島県市街復興支援士業連絡会

2011年3月11日に発生した東日本大震災後、広島県内に避難された方々への相談を司法支援センター(法テラス)が担っていた。

相談会での内容が多岐にわたり、弁護士会のみでは対応が困難な事案も見られたことから、福祉・司法・技術系等の各専門家からなるネットワーク構築の必要性が迫られた。

被災者の方への支援体制を強化する目的で、広島弁護士会の呼びかけにより、県内の10士業(当時)が「広島県災害復興支援士業連絡会」を設立した。

第1回の会議は同年4月に行われており、広島県社会福祉士会は当初より士業連絡会の活動に賛同し参画している。

社会福祉士会の災害被災者支援対応

- 社会福祉士は何のために支援活動を行うのか

社会福祉士は、ソーシャルワークの「知識」「技術」「価値」を統合的に用いながら、人とそれを取り巻く社会環境およびその構造そのものへの働きかけを実践する専門職

人や社会環境を脅かす災害という状況においても、被災した人々の生活を支えることや、生活を回復するために環境を整えることに専門性を発揮することができる

社会福祉士会の災害被災者支援対応

- 社会福祉士は何のために支援活動を行うのか

今までの社会福祉士会による災害支援の活動を振り返ってみても、社会福祉士が生活支援に関わることで、被災者および被災地の状況を把握しつつ、例えば、災害関連死の防止、生活課題のアセスメント、多様な個別ニーズへの対応、個別ニーズから地域課題の発見やしくみの整備などといったことを実践の目的としながら取り組んできた

平成30年7月豪雨 会員派遣実績

派遣内容	派遣先	派遣日数	延べ活動日数
なんでも相談会 (8月～10月)	6か所	7日間	9名
公衆衛生チーム (8月)	1か所	4日間	5名
災害ボランティアセンター運営 (7月・8月)	7か所	29日間	57名
生活影響調査 (9月・10月)	1か所	10日間	100名

福祉士関係職の災害被災者支援

広島県災害時公衆衛生チーム：

東日本大震災における被災者支援活動を踏まえ、県内外の地震等による災害発生時に、迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うため、関係団体等の協力を得て、これまでの医療救護班、心のケア活動等を統合した広島県災害時公衆衛生チームを設置

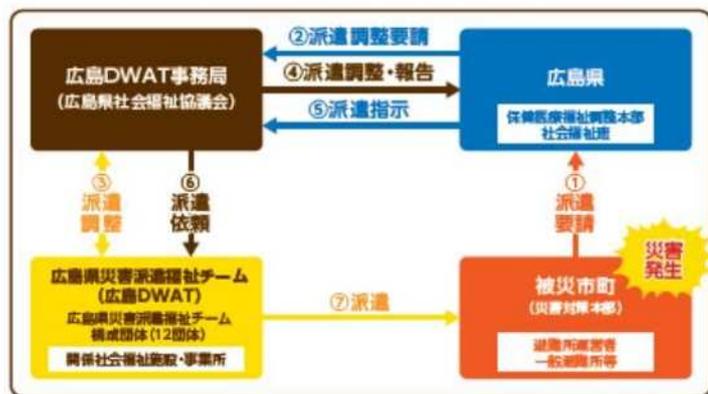


福祉士関係職の災害被災者支援

広島DWAT：

災害派遣福祉チーム「DWAT」とは災害が発生した際に介護等を要する高齢者や障がい者を有する方のニーズに的確に対応し避難生活中における生活機能等の防止を図ることを目的に、各都道府県が主体となって一般避難所で福祉的な支援を行う

【広島DWATの派遣の流れ】



災害ケースマネジメント手引き (内閣府 2023年3月)

災害ケースマネジメントとは (定義)

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

災害ケースマネジメント手引き (内閣府 2023年3月)

コラム4: 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用

- 避難行動要支援者名簿は、高齢者や障害者といった避難行動要支援者の安否の確認などの避難支援等を実施するための基礎とする名簿である。
- 個別避難計画は、名簿に記載等されている避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画である。
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に記載等された個人情報の取扱いについては、災害対策基本法に根拠が規定されており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者などに本人の同意なく提供できるとしており、この範囲内で発災直後の安否確認の実施にあたって活用することが可能である。
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、平時からの整備が進められており、これらの仕組みは、災害ケースマネジメントにおける発災直後からのアウトリーチの実施にあたって、自ら避難することが困難であり特に支援が必要な被災者の特定に資するものであると考えられる。

手引き P.35

防災対応力向上研修 (広島県社会福祉士会 2020年～広島県委託事業)

個別避難計画作成

「個別避難計画」とは、高齢者や障がい者など支援を必要とする人たちの避難計画を一人ひとりの状況に合わせて事前に作成しておき、災害時に備えるもの

いつ どこへ 誰と一緒に どうやって逃げるか などを具体的に決めておく
個別避難計画の対象となる人たちを「避難行動要支援者」と呼ぶ

防災対応力向上研修 (広島県社会福祉士会 2020年～広島県委託事業)

個別避難計画作成の経緯

平成25年

避難行動要支援者名簿の作成義務化

東日本大震災の教訓により、障がい者、高齢者等の方について、情報提供、避難、避難生活等さまざまな場面で対応が不十分な場面があったことを受け、災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が義務化された

防災対応力向上研修 (広島県社会福祉士会 2020年～広島県委託事業)

個別避難計画作成の経緯

令和3年

個別避難計画作成の努力義務化

災害対策基本法の改正により、優先度の高い避難行動要支援者（優先作成者）について、おおむね5年間（令和3年度から令和7年度）で個別避難計画作成することが市区町村の努力義務とされた

防災対応力向上研修 (広島県社会福祉士会 2020年～広島県委託事業)

課題 個別避難計画策定率の低迷

原因

災害時に命を守る防災と、支援を必要とする人たちの日常生活を支える福祉がこれまでは縦割りになって分かれていた

対応

要支援者が安心して移動して、安全な場所まで行くためにどんなことが必要なのかが、福祉の専門家なら代弁できる

市町村の防災担当と福祉担当が連携して計画作成をすることが必須要件

防災対応力向上研修 (広島県社会福祉士会 2020年～広島県委託事業)

課題 個別避難計画策定率の低迷

全国の自治体での策定率は、10%にすぎない(2022.6時点)

原因

理由のひとつに、支援者(避難支援等実施者)を確保することが難しいことがあげられる

地域の高齢化により担い手が少ない

支援者の負担感が大きい

対応

地域住民に限らず、所在する企業等に協力を求める

支援者は自身の身の安全が大前提であり、危険を冒してまで避難支援は行わない

(責任を問われるものではない)

防災対応力向上研修 (広島県社会福祉士会 2020年～広島県委託事業)

福祉専門職を対象とする個別避難計画作成研修プログラム

対象者：ケアマネジャーや相談支援専門員等の専門職

目指すべき人物像：「災害による危険」と「とるべき避難行動に関する理解のもと、当事者と一緒に避難支援等を実施する「支援者・組織」などと連携して、個別避難計画の作成を進めることができる人



防災対応力向上研修 (広島県社会福祉士会 2020年～広島県委託事業)

福祉専門職を対象とする個別避難計画作成研修プログラム

単元1～8で構成

単元1～6 e-ラーニングで受講 (約170分)

単元7・8 オンライン、または集合にてグループワーク (200分)

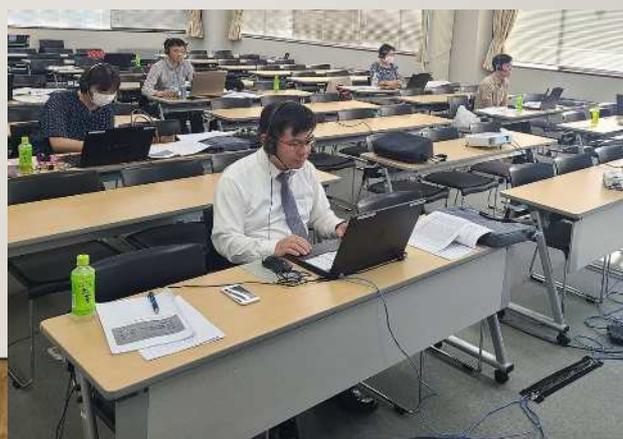
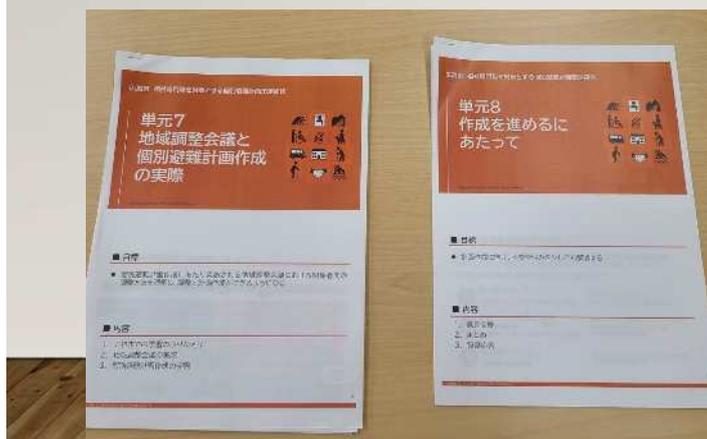


防災対応力向上研修 (広島県社会福祉士会 2020年～広島県委託事業)

福祉専門職を対象とする個別避難計画作成研修プログラム

令和4年度 6回開催

令和5年度 8回開催予定



おわりに

発災後からの組織化には限界があり、平時の体制作りが組織的活動の成否を分ける

例年、激甚災害が発災している日本において、災害ソーシャルワーク実践への関心が高まっている

今後も他土業連携を含めた平時からの災害支援活動を継続することが重要

ご清聴頂きまして感謝申し上げます



<参考>

- 広島県健康福祉総務課資料 平成25年1月22日「広島県災害時公衆衛生チームの設置について」
- 広島県健康福祉局資料No.2 令和4年3月3日「災害福祉支援ネットワークの設置について」
- 内閣府令和5年3月「災害ケースマネジメント実施の手引き」
- 広島県 「福祉専門職を対象とする個別避難計画作成研修」資料

災害復興支援における 士業連携

～弁護士から見た士業連携の重要性～

広島弁護士会 災害対策委員会
弁護士 砂本啓介

平成26年（2014年）8月豪雨
広島市安佐南区・安佐北区



平成30年（2018年）7月豪雨 広島県全域ほか



災害発生直後の士業連携①

▶ ボランティアセンター（VC）支援

2014年には、VCの運営支援も実施

2021年の災害でもVCの運営支援

+ボランティア活動など

→被災者の情報は、VCに集まってくる。

被災者の訪問支援などもあわせて行う等

被災者相談対応

▶ 行政窓口での相談対応

- ・ 2018年安芸区役所
- ・ 困りごとを聞いて使える制度や支援の仕組みを助言 延べ224人派遣



▶ ワンストップ相談会

- ・ 被災地で各種専門家が何でも相談対応
- ・ なんでも対応できる安心感



被災者相談対応

▶ 支え合いセンター事業

- ・ 2018年の豪雨で協定締結 延べ130名以上派遣

- ① 各市町村の支えあいセンターが戸別訪問により被災者のニーズを把握
- ② 各市町村の支えあいセンターから、広島県支えあいセンターに専門家派遣を依頼
- ③ 広島県支えあいセンターから土業連絡会へ専門家派遣を依頼
- ④ 土業連絡会が、担当者を選び、広

島県地域支えあいセンターに連絡

- ⑤ 広島県地域支えあいセンターが、各市町村の地域支えあいセンターに担当者を通知
- ⑥ 担当者と各市町村の支えあいセンターが、日程などの詳細を決定
- ⑦ 相談実施



災害発生後暫くしての士業連携②

▶ 政府や行政への働きかけ

- ・ 広島県地域支え合いセンター
→これによる県内全域での相談対応

令和5年度 第1回WEB防災講演会
～専門家連携による災害復興支援の進め方～

災害に強いまちづくり 平時からの取り組み

2023年8月2日 弁護士会館
広島県議会議員（東広島市選挙区）
西本 博之

1

- ・ 本日は、行政にかかわる一員として、皆様よりご指導をいただき、「災害に強いまち」に努力してまいります

本日は、どうぞよろしくお願いたします

2

- ・ 東広島市高屋町小谷在住
（結婚を機に呉から移住）
呉では、台風被害
東広島では、土砂災害

- ・ 1980年 「東洋工業」入社（高卒技能系中途社員）
政治家になるまで、本社工場でネジを締める

- ・ 2007年～ 東広島市議会議員（2期）
- ・ 2015年～ 広島県議会（3期目）

- * 豊かさと活力 魅力ある広島県
一人一人の笑顔のために
真剣に人を想い・社会を想い、誠実に行動

3

Contents

- I 災害に対する取り組み
- II 取り組みの評価と課題
- III 今後の取り組み

4

* 近年の主な災害発生状況

- 近年、地球温暖化の影響もあり、全国的に豪雨、地震、風水害（台風・竜巻・洪水）など、自然災害が多発化、頻発化し、被災状況も甚大化している。
- 本県においても、災害は多発しており、特に大雨による土砂崩れ、河川の氾濫、ダム（ため池）の決壊等に注意が必要、そして、南海トラフを想定した地震に、備えておかないといけない。

5

(全国) 近年の主要な自然災害発生状況

資料提供：県庁危機監理監

区分	地震	火山噴火	風水害
2011 (H23)	東日本大震災(3/11) M9.0 長野県北部地震(3/12)M6.7、 福島県浜通り地震(4/11)M7.0	霧島・新燃岳 (1/26)	台風12号(9/2-3)
2013 (H25)			台風26号(伊豆大島) 10/15-16
2014 (H26)		御嶽山(9/27)	8月豪雨(8/20) , 平成26年豪雪
2015 (H27)			関東・東北豪雨(9/10)
2016 (H28)	熊本地震(4/14)M6.5 (4/16)M7.3		台風7、9、10、11号(8/16-31)
2017 (H29)			九州北部豪雨(7/5-6)
2018 (H30)	大阪北部地震(6/18)M6.1、 北海道胆振東部地震(9/6)M6.7		7月豪雨(西日本豪雨)
2019 (R1)			九州北部豪雨(8/26-29), 台風15号(9/5-9), 台風19号 (10/10-13)
2020 (R2)			7月豪雨 (九州,岐阜,長野,広島,島根, 山形,秋田)
2021 (R3)			熱海土石流, 8月豪雨 (長野、岐阜、島根、広島、 福岡、佐賀、長崎)

6

(広島県) 近年の主な災害発生状況

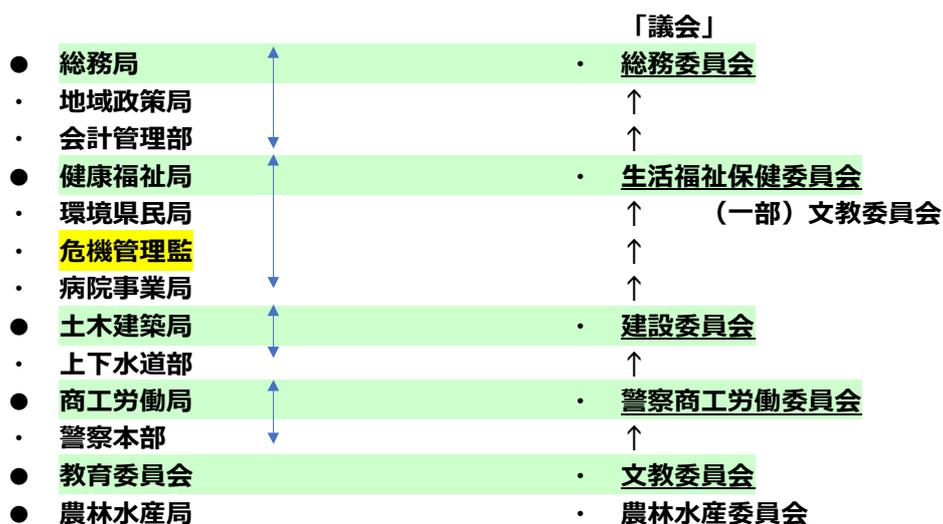
資料提供：県庁危機監理監

時期	災害名称	死者・ 行方不明者	負傷者	全壊家屋数
H3.9	台風19号	6人	49人	50
H11.6	6.29広島土砂災害	32人	59人	101
H13.3	安芸灘（芸予）地震	1人	193人	65
H16.9	台風18号	5人	147人	27
H22.7	7月豪雨災害	5人	6人	19
H26.8	8.20土砂災害	77人（※）	44人	133
H30.7	7月豪雨災害	157人（※）	147人	1,176
R3.8	8月豪雨災害	3人	1人	7

（※）災害関連死を含む

7

I. 防災関連部局 * 関係する部局は多岐にわたる



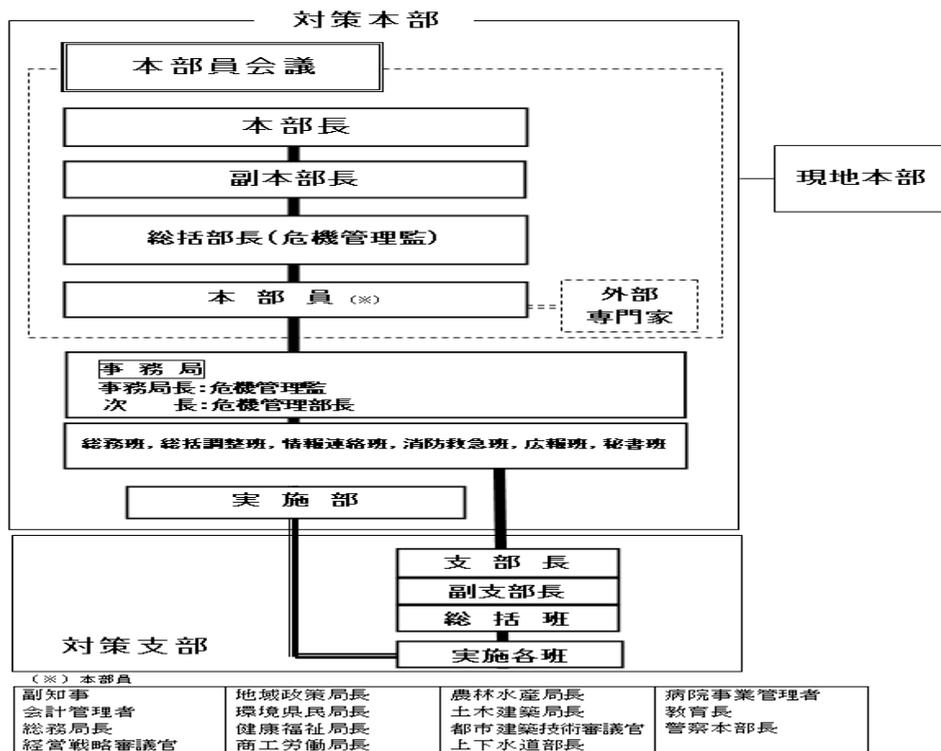
- * 防災の所管は、「危機管理監」
 ・ 危機管理課、みんなで減災推進課、消防保安課

全庁的な取り組みでありながら、
 情報共有や取り組みの重要度、責任の所在など横断的取り組みに課題

8

I. 防災体制 組織（災害対策本部設置時）

危機管理監が所管する危機事案（自然災害・テロ事件等）



9

I. 取り組み内容

- * 復旧復興作業 ・ 道路・河川等の再発防止、強靱化
- * 防災整備 ・ 情報通信整備
・ 道路河川のインフラ整備
・ 避難所、避難経路の整備、他
- * 市街化区域の逆編入「山際の市街化区域から市街化調整区域」
- * 防災体制 市町の連携、協定
- * 防災教育訓練 ・ 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動
・ 防災フェア ・ 講演会 ・ eランニング ・ 展示
・ 実技による教育訓練、避難訓練
・ マイタイムライン作成

I. 取り組み内容



五つのアクション行動

- * 知る
- * 察知する
- * 行動する
- * 学ぶ
- * 備える

11

I. 議員の取り組み

発言の機会

- * 常任委員会
- * 定例会
- * 特別委員会（決算・予算）
- * 個別質問

12

(1) 防災意識の向上について = 意識

平成30年7月豪雨や令和3年7月・8月豪雨をはじめ、近年、激甚化・頻発化している気象災害から、人命を守り、社会経済活動への影響を最小限に抑えるには、ハード・ソフト両面の防災・減災対策に平時から十分に取り組んでいく必要がある。平成30年7月豪雨以降、県では「復旧・復興プラン」に基づき、単なる原状復旧に留まらず、広島県全体を被災前よりも更に良い状態に押し上げる「創造的復興」に取り組んでいるが、「災害死ゼロ」を目指すためには、災害は起きるといふ前提で、いざというときの「備え」ができ、避難行動がとれるような、防災意識の向上が欠かせない。

(2) 被災者支援の体制整備について = 支援体制

甚大な被害はもとより、その後の復旧・復興において、被災者のハード被害に加えて心労は計り知れないものがある。平成30年10月に「社会福祉法人広島県福祉協議会」「広島県災害復興支援士業連絡会」「県」の3者によって被災者の見守り相談支援を目的とした「被災者の見守り・相談支援業務に関する協定書」が締結された。この協定では、平成30年豪雨災害からの生活再建のために、仮設住宅の提供などハード面の支援とともに、相続や登記に関する事、住宅再建に関する事、税金に関する事、墓地に関する事等のソフト面の支援が専門家により提供されるもので、特にソフト面の支援の充実によって、被災者の早期支援と早期の生活再建につながったと評価している。

さらに、昨年3月には、「広島県災害復興支援士業連絡会」と「県」との間で、被災者支援活動への専門家派遣について新たな協定が締結され、被災者の心身の健康確保や生活再建に向けた法律相談に専門家を派遣することなど、災害が起きた際のソフト面の支援が強化された。士業連絡会との協定や、避難所の開設・運営マニュアルの整備など、体制整備について、令和5年度にどのように取り組んでいくのか。

13

常任委員会

(生活福祉保健) 2021・4月19日(月)

■ 広島県地域支え合いセンター「専門家派遣事業」について

平成30(2018)年10月30日に、平成30年7月豪雨災害に係る被災者の見守り・相談支援を目的とした「被災者の見守り・相談支援業務に関する協定書」が締結された。

この協定は、「社会福祉法人広島県福祉協議会」・「広島県災害復興支援士業連絡会」・「広島県」の3者によって締結され、現在被災者支援を担当している「地域支え合いセンター」の機能を充実させ、被災者の支援充実に努めている。

取り組み内容は、豪雨災害における生活再建のために、仮設住宅や生活必需品の提供などハード面の支援とともに、一人一人に寄り添う支援から、相続や登記に関する事、住宅再建に関する事、税金に関する事、そして墓地に関する事等々、ソフト面の支援を強みとしており、このソフト面の支援の充実によって、早期支援と早期の生活再建につながる、必要かつ重要な取り組みと評価している。

■ 専門家派遣事業(協定)において、浮き彫りになった課題はなにか

この協定は、災害時において、いち早い相談体制を目的として構築したものである。

災害による被災を主たる支援とした「協定」から、災害に強い地域社会の構築のために、平時よりこれらの取組みを推進する必要があると考えている。現行の「被災者の見守り・相談支援業務に関する協定書」の広島県地域支え合いセンターの専門家派遣事業を継続しつつ、「防災まちづくり・災害復興への専門家派遣に関する協定書」として、機能を拡充するとともに、機能強化のために、引き続き地域センターの支援をいただきつつ、所管を防災の観点から「地域支え合いセンター」から「広島県本庁の危機管理監・危機管理課」に異動させてはどうか。

14

特別委員会

2020.5.10

・避難状況等の調査結果～

「避難しなかった理由」の50%以上が、
「避難しないといけないほど危険だとは思わなかった」
この認識（判断）についてどう考える、避難しないこの問題の所在を正しく
分析すること、及び「マイタイムラインを作成」しているのもかかわらず、
避難率が低いのはなぜか？

2022.7.14

・豪雨はどこで発生するかわからない

局地的に強靱化対策を進める一方で、どこで発生するかわからない天候に対し
て、早い情報発信（避難案内）ができるよう、情報収集と発信能力の向上が必要。
本県の気象情報の取得に対する取組みの現状をお伺いする
（先般A Uの通信トラブルは気象情報への影響もあったときいている）

* 予算特別委員会

・ 防災事業費の予算拡充（平時対応の提案）

15

6月3日（土） 東広島市防災セミナー

題目は「災害に備えて」

講師：気象予報士「勝丸恭子さん」

特に印象に残っていること

・ 「正常性バイアス」

私は大丈夫、安心する方向に考える

・ 「同調性バイアス」

人をまねる、みんなと同じ行動をとる

16

Ⅱ 取り組みの評価と課題

17

Ⅱ. 評価 さまざまな活動の結果

本県（各市町）は災害に強くなったか？
➡ **（災害の発生に対応する力）**

視点

- 1 復興とともに強靱化されたか
- 2 逃げる体制が整っているか
- 3 県としての役割が果たせているか

18

II. 評価

➔ 平成30年7月豪雨からの復旧・復興プラン進捗状況～ R5.6.22公表

- * 支援計画策定 完了 5,113件
- * 災害復旧事業 99% (道路・橋梁、河川、砂防、等)
- * ため池 93% 6,807箇所
- * 初動・応急対応の改善 97%

➔ 防災・減災意識に関する県民意識調査の結果～ R5.6.30公表

- * 五つのアクション行動目標 (全て) の実践 26.3%
- * マイタイムラインの作成 13.0%
- * 防災教室・防災訓練への参加 46.2%
- * 非常用持ち出しの準備 55.8%
- * 家具等の転倒防止 56.9%

その他 * 自主防災組織による呼びかけ体制の構築 48%

- * 災害に対応するインフラの整備状況
 - ・ 避難所
 - ・ 避難経路の整備
 - ・ 情報発信

19

II. 評価 五つのアクション行動の調査結果

①	【行動する】	マイ・タイムラインの作成
②	【知る】	災害の種類に応じた、避難場所・避難経路の確認
	【察知する】	災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保
	【行動する】 【学ぶ】	防災教室・防災訓練への参加
	【備える】	非常持出品を用意し、かつ3日分以上の食糧及び飲料水を備蓄

行動計画に掲げる 成果指標項目	調査結果		R4 (目標)	R7 (目標)
	R4 (2月)	R5 (2月)		
5つの行動目標 (②) を 全て実践している人の割合	22.8%	26.3%	32.0%	50.0%
避難の準備行動 (①かつ②) が できている人の割合	4.0%	8.4%		

20

Ⅱ. 評価 五つのアクション行動結果（項目毎）

行動目標	行動計画に掲げる成果指標項目	調査結果		R4 (目標)	R7 (目標)
		R4 (2月)	R5 (2月)		
知る	災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認した人の割合	70.7%	72.4%	87.4%	100%
	水害・土砂災害リスクの認知度	76.4%	70.2%	87.0%	100%
察知する	災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保している人の割合	76.5%	77.1%	50.0%	80.0%
行動する	マイ・タイムラインを作成している人の割合	6.8%	13.0%	36.0%	60.0%
行動する・学ぶ	防災教室・防災訓練へ参加した人の割合	38.0%	46.2%	50.9%	60.0%
備える	非常持出品を用意し、かつ3日分以上の食糧及び飲料水を備蓄している人の割合	45.9%	55.8%	60.8%	70.0%
	家具等の転倒防止を行っている人の割合	56.7%	56.9%	59.0%	70.0%

21

Ⅱ. 評価（結果） 視点に対する、個人的な思い～

1 復興とともに強靱化されたか

→被災場所もしくは近くが被災（再発）している ×

2 逃げる体制（備え）が整っているか

防災のためのインフラ整備

逃げるか逃げないか（避難）の判断（マイタイムライン）

積極的な行動がとれるか = 意識改革（意識向）

情報発信の正確性と確実性（周知）、信頼性

→道半ば ×

3 県としての役割を認識し役割が果たせているか

被災前後、相談に乗ってくれない、乗りにくいことによる、対応の遅れ

市町との連携、本県としてリーダーシップ

→努力中 ◎ 大変な業務に懸命に対応

22

II. 評価と課題

* 初動時「判断時」 * 発生時「避難時」 * 平時

- * (判断時) ・ 情報発信機能と周知の問題
 - 情報の正確性と確実性、信頼性 = (周知)
 - ・ 避難情報はあるが、行動に移せない、移さない
 - 正常性バイアス、同調性バイアスの問題
 - 避難しなくても安全だった経験が判断を誤らせる
 - 避難するほうが危なそう (インフラ含めて)
- * (発生時) **逃げるのみ (判断したら逃げるのみ)**
 - ・ どこに逃げたらよいか判らない
 - ・ 体力的に逃げれない (支援体制)

23

II. 評価と課題

- * (平時)
 - ・ 平時の取り組み (弱い)
 - ・ 何を準備し備えたらよいか (判らない)
 - ・ どこに相談、聞いたらよいか (判らない/相談体制)
 - ・ どこからどこまでを支援してよいか (役割分担不明)
 - 防災組織とのコミュニケーション
 - 被災者支援体制 (避難誘導) の整備
 - ・ 再発防止 (強靱化、逆編入) の整備
 - ・ 避難場所、避難経路の整備
 - ・ 教育訓練 (不足/バイアス、行動力)
- * (その他)
 - ・ 市街化区域の逆編入の問題～
 - 換地ができない場合、既存の建物やインフラを守れるか
 - ・ 県としての役割は？
 - リーダーシップが発揮できているか

24

Ⅱ. 評価と課題

発生時は、逃げるのみ！～

いかに、避難のための「備え」をしておいたかが重要で、その備えは「平時」にしかできない

25

Ⅲ 今後の取り組み

26

Ⅲ. 今後の取り組み

*判断時 *発生時 *平時

- * 判断時 ・ 情報発信と周知 安全インフラの整備
避難情報を出すタイミングの難しさ 7.7新聞報道～
 - ・ 判断 教育
 - ・ 避難行動 教育訓練

 - * 発生時 ・ 避難行動（協力体制） . . . 逃げるのみ
- 
- * 平時 ・ 備える . . . (災害に備える)
 - ・ 再発防止（強靱化、逆編入）、体制強化
 - ・ 避難場所、避難経路の整備
 - ・ 被災者支援体制（避難誘導）
 - ・ 教育訓練～意識改革（大丈夫という思いを
持たない、行動力）
 - ・ マイタイムラインの作成
広いエリアでの避難指示において、
自分の避難基準を定める

27

Ⅲ. 今後の取り組み（平時）

- * **予期せぬ事態に対応できるよう、平時から（に）取り組むことが大切**
 - ・ 被災者支援 専門相談（安全安心相談）
専門家による早い対応
心身回復せず8割以上 7.5新聞報道～
 - ・ 意識改革（避難するための積極的な行動）
 - ・ 体制の整備（=協定）
 - ・ 災害対応情報の発信
 - ・ まちづくり支援
 - ・ 運営（予算化）
 - ・ 災害関連死の認定 ほか

**平時からの活動に対して、
行政とともに、土業連絡会の活動に期待 「協力」**

28

Ⅲ. 今後の取り組み（土業連絡会）

協定書の 第8条 =平時の相互協力

- (1) それぞれが知り得た災害対応、可能な限り次の各号に掲げる相互協力を行うものとする。
- (2) 甲（広島県）が実施する防災啓発事業及び防災訓練への協力

「提案」 乙（広島県災害復興支援土業連絡会）

法律系 技術系 福祉系 医療系 他 /16団体

第8条へ 乙が実施する防災啓発事業及び防災訓練への支援

- ・ボランティアセンターへの派遣
- ・専門相談
- ・まちづくり支援
- ・情報発信
- 他

➡ 平時の事業の明確化と予算化

29

Ⅲ. 今後の取り組み

課題の解決

災害に強いまちづくりにむけて

関係者、関係機関と連携し

粘り強く、活動に取り組みます

ご清聴 ありがとうございました

30